

審査基準整理票

処 分 名	一般廃棄物再生活用業の指定		
根 拠 法 令 名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35条）		(条項) 第2条の3第2号
基 準 法 令 名	大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成21年規則第79条）		(条項) 第2条の10第2号
所 管 部 署	環境部(局) 廃棄物減量推進課(室) 指導係		
標 準 処 理 期 間	50日	法 定 処 理 期 間	——日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内 容 ☐全部記載 ☐一部・項目のみ記載 参考 【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （一般廃棄物処分業の許可を要しない者） 第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの 【基準法令】 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 （再生利用業の指定の基準） 第2条の10 市長は、前条の規定により再生利用個別指定の申請があつた場合において、当該申請が次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しないときは、当該指定をしないものとする。 (2) 再生活用業の指定申請 ア 再生活用業の指定の申請をした者（以下この号において「申請者」という。）が、再生利用一般廃棄物の排出者から、その処分の委託を直接受ける者であること。 イ 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、省令第2条の4第1号イ(2)及び(3)並びに同条第1号ロに規定する基準に適合するものであること。			

ウ 排出者から引き取られた再生利用一般廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。

エ 再生利用一般廃棄物の排出者から再生利用一般廃棄物を無償又は再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金で引き取ること。

オ 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。

カ 排出者との間で再生利用一般廃棄物の再生活用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

キ 申請者が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ク 申請者が、第2条の16の規定により再生活用業の指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者でないこと。